

# 多治見市

## 空き家再生補助金

空き家を「リフォーム」または「建替え」をして  
定住する方を応援します。

住所要件なし

一般世帯

最大 **50** 万円

(40万円 + エリア加算10万円)<sup>※2</sup>

補助金額  
(上限額)

移住応援

子育て世帯<sup>※1</sup>

最大 **70** 万円

(60万円 + エリア加算10万円)<sup>※2</sup>

### リフォーム事業

空き家を改修して住む場合

対象

住宅の内外装や設備を  
改修するリフォーム工事<sup>※3</sup>

補助率  
**1/2**

### 建直し事業

空き家を建替えて住む場合

対象

建替えに伴う解体工事

補助額  
解体費  
の額

※1 世帯要件の詳細は、パンフレット裏面をご確認ください。

※2 取得した空き家が多治見市立地適正化計画の居住誘導区域に所在する場合、10万円加算。

※3 対象となる工事の詳細は、パンフレット裏面をご確認ください。

Ver 1.10

【お問い合わせ先】

多治見市役所 建築住宅課

〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地(本庁舎3階)

TEL 0572-22-1321

多治見市HP



詳しくはこちら

# 手続きの流れ

ご不明点は建築住宅課にお問い合わせください。

STEP  
1

## 要件確認・事前相談

- ✔ 対象空き家の取得日から**半年以内**※1に申込が必要です。
- ✔ **対象工事の契約を締結する前**に申込が必要です。
- ✔ 各種要件を事前に確認ください。



STEP  
2

先着順

## 補助金の予約申込

- ✔ 「多治見市空き家再生補助金予約申込書(様式第1号) ※2」及びその他必要な書類を提出してください。
- ✔ 申込後の補助金の増額はできません。



STEP  
3

## 予約受付通知

- ✔ 内容の審査(2～3週間程度)後、「予約受付通知書」を多治見市から送付します。



STEP  
4

## 工事契約締結・着工

- ✔ 「**予約受付通知書**」の**到着後**に、対象工事の請負契約を締結し、工事を開始してください。
- ✔ 予約受付通知書の到着前に契約・着工した場合、補助の対象外となります。



STEP  
5

## 工事完了・入居(住民票異動)

- ✔ 令和9年3月20日までに工事が完了しない場合、「多治見市空き家再生補助金繰越届出書(様式第5号)※3」を提出してください。
- ✔ 世帯全員が新住所へ住民票を異動する必要があります。



STEP  
6

## 補助金の交付申請

- ✔ 「多治見市空き家再生補助金交付申請書(様式第3号)」及びその他必要な書類を提出してください。
- ✔ 提出期限は事業完了日※4から60日以内又は令和9年3月20日のいずれか早い日までとなります。



STEP  
7

## 完了検査・補助金の交付

- ✔ 市職員による現地確認を実施します。
- ✔ 確認後、「交付決定通知書」を多治見市から送付します。
- ✔ 補助金の交付には3週間程度かかります。

※1 令和8年4月1日以降又は予約申込日の半年以内までに物件を取得した方が対象です。なお、物件取得前でも申込は可能です。取得日とは、空き家の売買契約の締結日又は引渡し日のいずれか遅い日となります。

※2 各種申請書類は市ホームページにてダウンロードできます。

※3 繰越届出書に工事の進捗状況及び完了予定日が分かる資料を添付してください。

※4 事業完了日とは、工事代金の支払い完了日又は住民票異動日のいずれか遅い日となります。

# 提出書類

## 1. 予約申込時

リフォーム	建直し	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	多治見市空き家再生補助金予約申込書	様式第1号
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	空き家の場所が分かる地図	様式自由(印刷した地図、手書き可)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書	所有者・築年数を確認できるもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票の写し	世帯全員・続柄記載のもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事見積書(内訳書)の写し	工業者が発行し、工事内容と金額がわかるもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事箇所の平面図	工事を行う箇所がわかるもの(簡単な図でも可)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宣誓書兼同意書	様式第1号の2
<input type="checkbox"/>		住宅耐震診断結果報告書等	昭和56年5月31日以前に着工された建物で、耐震補強済みの場合

## 2. 交付申請時

リフォーム	建直し	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	多治見市空き家再生補助金交付申請書	様式第3号
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象空き家の売買契約書の写し	贈与の場合、贈与契約書等の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象工事の請負契約書等の写し	請書可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事見積書(内訳書)の写し	予約申込後に変更があった場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象工事の領収証の写し	工業者が発行したもの(振込明細等不可)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象工事の着手前と完了後の写真	撮影日記載
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書	予約申込後に物件を取得した場合(共有名義の場合、持ち分5割以上)
	<input type="checkbox"/>	建替え後の建物の登記事項証明書	申請者が所有者であるもの(共有名義の場合、持ち分5割以上)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票の写し	新住所に異動したことがわかるもの(世帯全員・続柄記載)
<input type="checkbox"/>		耐震性に係る報告書	専用様式あり
<input type="checkbox"/>		住宅耐震診断結果報告書等	取得後に耐震補強工事を実施した場合

※交付決定通知書を受取後、交付請求書(様式第7号)を建築住宅課へ提出してください。

# 多治見市空き家再生補助金

## 対象となる空き家の要件

下記のいずれにも該当すること

- 市街化区域内※1の空き家であること
- 予約申込日又は物件取得日のいずれか早い日で居住者がいないこと
- 主たる部分の建築又は大規模な改修に着工した日から10年以上経過していること
- リフォームや建直し後の建物が、自身の世帯が住むための専用住宅であること
- 耐震性について、以下のいずれかに該当すること(リフォーム事業のみ)
  - ① 昭和56年6月1日以降に着工された住宅であること
  - ② 工事完了後の住宅が一定の耐震基準を満たすこと※2

※1 都市計画法第7条第2項に定める市街化区域（詳細は市へお問い合わせください）

※2 耐震診断を実施し、木造：Iw1.0以上 鉄骨造等：Is0.6以上の建物であること

## 対象となる申請者(一般世帯)の要件

下記のいずれにも該当すること

- 令和8年4月1日以降又は予約申込日から半年以内に空き家を取得したこと
- 工事完了後の住宅を所有(共有名義の場合、持ち分5割以上)し、居住すること
- 市税等を滞納していないこと
- 暴力団員等でないこと

## 子育て世帯の特例要件

下記のいずれにも該当すること

- 義務教育終了前(中学校卒業前)の子と同居していること
- 1年以上使用されていない空き家を取得したこと(リフォーム事業のみ)※3
- 工事完了後、10年以上継続して所有及び居住する意思があること
- 次のいずれかに該当する移住者であること
  - ① 予約申込日まで継続して1年以上、多治見市外に住んでいた
  - ② 転入後1年以内で、転入前に1年以上、多治見市外に住んでいた

※3 予約申込日又は物件取得日のいずれか早い日から1年以上。市が調査を行う場合があります。

## 対象となる経費

対象事業に関し、国又は多治見市から補助を受けていないこと

リフォーム事業 \*補助率 リフォーム費用の1/2(上限あり) ※消費税は除く

- 屋根、外壁の改修工事
  - 床、内壁、天井の改修工事
  - 耐震、防音、断熱に係る改修工事
  - 建具、開口部の改修工事
  - 水回りの改修、設置工事(キッチン、浴室、トイレ等)
  - 各種工事に伴う配管、配線工事(電話、テレビ、インターネット工事除く) など
- ※ 外構工事、家電などの備品購入費及び取付け費等は対象外

建直し事業 \*補助額 解体費用の額(上限あり) ※消費税は除く

- 建替えに伴う解体工事